



平成23年
7月5日(火)
第8905号

■ 目 次

	ページ
告 示	
○保安林予定森林(森林保全課)	2
○家畜伝染病発生報告(畜産課)	2
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(NPO・ボランティア推進課)	2
○都市計画道路変更の県原案(都市計画課)	3
○公聴会の開催(同)	3
○開発工事の完了(建築住宅課)	4
教育委員会規則	
○群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則(高校教育課)	5

■ 告 示

◎群馬県告示第226号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

平成23年7月5日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 保安林予定森林の所在場所 吾妻郡東吾妻町大字本宿字丸塚2385、字権田道2402、字甘酒原3297の3(次の図に示す部分に限る。)、字上丸塚3300の1・3300の128(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第227号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

平成23年7月5日

群馬県知事 大澤 正 明

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生日月	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	平成23年6月13日	前橋市	法令殺
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	平成23年6月17日	太田市	法令殺

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成23年7月5日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成23年6月10日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人わたらせライフサービス
- 3 代表者の氏名 宮地由高
- 4 主たる事務所の所在地 桐生市広沢町一丁目2619番地7
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域及び社会に寄与することを目的とする。

桐生都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

平成23年7月5日

群馬県知事 大澤 正 明

都市計画道路3・4・6号本町線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域 延長	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・6	本町線	桐生市広沢町二丁目	桐生市本町三丁目	桐生市桜木町錦町	約 2,980m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差14箇所	
	3・4・7	中通り線	桐生市新宿一丁目	桐生市天神町三丁目	桐生市浜松町東久方町	約 3,710m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差7箇所	

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、桐生都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成23年7月5日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 開催期日及び場所 平成23年7月28日(木)午後2時から 桐生市役所6階603会議室(天神町一丁目、本町一・二丁目伝統的建造物群保存地区及び都市計画道路稲荷橋線の公聴会も同時に開催)
- 2 作成しようとする都市計画の案 桐生都市計画道路の変更に係る都市計画の案(都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県東部県民局桐生土木事務所、桐生市都市整備部都市計画課及び桐生市伝建まちなか交流館において、平成23年7月5日(火)から同月19日(火)まで縦覧に供する(ただし、桐生市伝建まちなか

か交流館は月曜日を除き、その他は土曜日、日曜日及び祝日を除く。)。

3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面(別記様式)により、平成23年7月19日(火)までに下記又は各閲覧会場に到着するよう提出すること。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課

4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。なお、公述時間は、10分以内とする。

5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、桐生市都市整備部都市計画課、桐生市総合政策部伝建推進室及び公聴会開催予定の場所に掲示する。

6 公聴会の問い合わせ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3656

別記様式

桐生都市計画道路(3・4・6号本町線ほか1路線)の変更に関する公述申出書		年	月	日
群馬県知事 大澤 正明 あて				
平成23年7月5日付け群馬県報に登載された桐生都市計画道路(3・4・6号本町線ほか1路線)の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。				
1	公述申出人	住所	電話番号	
		氏名	職業	
		印	年齢	
2	都市計画案に係る利害関係(関係市町村の住民等は、記載不要)			
3	意見の要旨(別紙のとおり)			

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成23年7月5日

群馬県知事 大澤 正明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡千代田町大字上五箇字山王569-1	館林市栄町9番17号 桜井ハイツB-102 坂上勉、坂上佳寿子
2	邑楽郡明和町新里632-1	邑楽郡明和町新里611番地1 鈴木康之
3	邑楽郡板倉町大字海老瀬字北7365-1、7365-4	邑楽郡千代田町大字赤岩1095番地の1-1 パルフェドルミナス105号室 田名網和義

教育委員会規則

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月五日

群馬県教育委員会委員長 牟田洋一

群馬県教育委員会規則第十三号

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則(昭和三十九年群馬県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
別表第一前橋南高等学校の項中

二〇〇	二〇〇	二四〇	六四〇	を	に改め、同表高崎北高等学校の項中
一〇〇	一〇〇	八〇	二八〇	を	に改め、同表高崎東高等学校の項中
八〇	八〇	一〇〇	二六〇	を	に改め、同表前橋西高等学校の項中
八〇	八〇	一〇〇	二六〇	を	に改め、同表前橋東高等学校の項中
二二〇	二二〇	一四〇	三八〇	を	に改め、同表前橋南高等学校の項中
二二〇	二二〇	一四〇	三八〇	を	に改め、同表前橋南高等学校の項中

二四〇	二八〇	二四〇	七六〇	を	に改め、同表太田女子高等学校の項中
八〇	八〇	八〇	八〇〇	を	に改め、同表太田東高等学校の項中
四〇	八〇	四〇	七六〇	を	に改め、同表伊勢崎商業高等学校の項中
二〇〇	一六〇	一六〇	五二〇	を	に改め、同表伊勢崎興陽高等学校の項中
一六〇	一六〇	一六〇	四八〇	を	に改め、同表伊勢崎清明高等学校の項中
二〇〇	一六〇	一六〇	五二〇	を	に改め、同表伊勢崎興陽高等学校の項中
四〇	八〇	四〇	七六〇	を	に改め、同表伊勢崎興陽高等学校の項中
四〇	八〇	四〇	七六〇	を	に改め、同表伊勢崎興陽高等学校の項中
一六〇	一六〇	二〇〇	五二〇	を	に改め、同表桐生西高等学校の項中
一六〇	二〇〇	一六〇	五二〇	を	に改め、同表桐生西高等学校の項中
四〇	四〇	八〇	七六〇	を	に改め、同表桐生南高等学校の項中
四〇	四〇	八〇	七六〇	を	に改め、同表桐生南高等学校の項中

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
